

地域振興区の取組

鳥取県 南部町

人口： 12,112人

面積： 114.03km²

担当部署：企画政策課

概要

平成16年10月の合併当初から、地域の課題は地域で解決し、自分たちの地域は自分たちで創っていくという趣旨で、責任と誇りを持った新しい仕組みづくりを行っている。

平成19年3月には、「南部町地域振興区の設置等に関する条例」を制定し、地域課題を解決し、多様な地域活動を推進する住民組織「地域振興協議会」の設立を目指した。結果、平成19年7月までに七つの地域振興協議会が誕生した。

現在、地域振興協議会の事業を、財政的、人的に支援しているところである。

選定理由

(鳥取県コメント)

県が策定した「鳥取県の将来ビジョン」の中で、「県民、企業、NPO、住民団体等が、自由にかつ連携して、自らの地域づくりに取り組む『真の協働連携社会』の実現」を掲げており、南部町の取組は、先進的な事例であると考えている。

県内の他市町村においても、住民参画のまちづくりに向けた取組を進めており、県としては、「住民自治について考えるフォーラム」の開催等を通じて、「自ら参加し、協力する」という県民意識の醸成を図るなどして、市町村の取組を支援していきたいと考えている。

背景

新しい仕組みは、以下の状況に対応するため。

- ① 少子高齢化という急速な時代の変化により、集落の担い手不足や、集落機能及び地域活動の維持の難しさに直面している。
- ② 人々の価値観の多様化による地域課題（防犯、環境における取組の難しさ）に対して、従来の行政主導の課題解決方法では無理が生じてきている。
- ③ 地方分権の推進による、地域の自主性が求められている。

そして自らが直面する地域課題について参画していける組織が必要と判断し、新しい仕組みづくりにつながる。

具体的内容

「南部町地域振興協議会支援交付金規則」を策定し、七つの地域振興協議会の活動を支援している。平成 19 年度の実績で、23,055 千円を支出している。

各協議会の共通の事業としては、集落づくり計画書と地域づくり計画書の策定がある。集落づくり計画は、各集落で自分たちの集落の 5 年、10 年先を想像し、そこから見えてくる課題を洗い出し、解決策を話し合っ整理するものである。

地域づくり計画は、集落づくり計画を活かし実効性をもたすため、その地域全体で共通した課題や、今後取り組んでいきたい事業を整理したものである。

工夫点

地域振興協議会が設立する前に、各地域に準備会を立ち上げた。この準備会では集落の代表者とともに、各地域出身の職員数名とで協議ができるようにし、地域と行政が一体となった取組を行ってきた。現在では、各地域振興協議会に 1 名から 2 名の職員を担当させ、さまざまな取組みを支援させている。

効果

①地域の防犯力の強化

一部の地域振興協議会では、青色パトロールを小学生の下校時等に実施している。

②コミュニティに対する意識の高揚

新しい組織であり、組織、事業計画に対して常に話し合いが行われている。

③地域福祉力の強化

社会福祉協議会と地域振興協議会のふれあい部（福祉部）が連携し、研修に参加し、地域福祉の推進を目指す。

④地域の産業振興

特産物づくりとして、ウド、マコモタケの栽培を行っている。

⑤住民の自治意識の高揚

町への要望事項を、一度、地域振興協議会で受け、地域でできることは積極的にしていただいている。地域でできることは地域でというスローガンが伝わりつつある。



ウドの栽培の様子

住民（職員）の反応・評価

住民の方々による評価としては、アンケートを実施していないため把握していない。ただ、今までにない事業に前向きに取り組んでいる住民の方々の姿があり、今後の事業に対して非常に心強く感じるが多々ある。

フォローアップ

「南部町地域振興区の設置等に関する条例」は平成 22 年 6 月 30 日に失効するため、平成 21 年度に、地域振興協議会の体制も含めて状況を検証し、条例の継続を検討していきたい。

今後の課題

現在行っている取組は、モデルがある訳ではなく、新たな試みである。従って、この地域振興協議会を中心とした取り組みは試行錯誤の連続である。しかしながら、将来必ず、住民、地域を主体とした取り組みが実を結ぶと信じ、挑戦しているところである。

今後取り組む自治体に向けた助言

未だ助言を申し上げる段階ではないが、地域づくりは、一步一步着実に進み、決してあきらめてはいけない姿勢が大切であると実感している。

アドレス

<http://www.town.nanbu.tottori.jp/>

※トップページ「くらしの情報」中『地域振興区』